令和８年第５回飛騨市教育委員会定例会議事録

１　日　　時　令和８年６月１０日（水）　午後１時３０分　開会

２　場　　所　飛騨市図書館２階　情報発信室

３　出 席 者　教　　育　　長　　下出　尚弘
　　教育委員会委員　　向川原　眞郷、平澤　千人、牛丸　洋子、谷口　陽信

４　説明のため出席した者の職氏名

教育委員会事務局長	柚原　徹守
次長兼教育総務課長	忍　　哲也
次長兼学校教育課長	中島　英人
生涯学習課長	今村　安志
スポーツ振興課長	中垣　浩太郎
文化振興課長	三好　清超

５　書　　記　教育総務課長補佐　　加藤　憲子

６　議事日程

開会

第１　会議時間の決定
第２　議事録署名者の指名
第３　前回議事録の承認
第４　教育長の報告
第５　承認第17号　専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）
第６　議案第13号　飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱について
第７　議案第14号　飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第８　議案第15号　飛騨市一般会計補正予算について

閉会

７　議事録

◎教育長（下出　尚弘）

皆さま、お疲れ様です。本日の出席委員は全員でございます。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から、令和8年第5回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◆日程第１　会議時間の決定

◎教育長（下出　尚弘）

日程第1、会議時間の決定を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、会議時間については、午後3時30分までと決定しました。

◆日程第２　議事録署名者の指名

◎教育長（下出　尚弘）

日程第2、議事録署名者の指名を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、平澤千人委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◆日程第３　前回議事録の承認

◎教育長（下出　尚弘）

日程第3、前回議事録の承認を議題とします。

お手元にございます令和8年第4回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）

はい。では、ご異議なしと認めます。よって前回議事録については承認されました。

◆日程第４　教育長の報告

◎教育長（下出　尚弘）

日程第4、教育長の報告を議題とします。

教育長報告。令和８年４月 13 日から令和８年６月９日までを報告いたします。主なものいたしまして、4 月 16 日木曜日、東海北陸の教育長協議会がございました。金沢会場に行ってまいりました。

4 月 22 日水曜日より、教育長の激励訪問を行いました。

4 月 30 日には、パラリンピックに出場しました岩本啓吾選手の市長報告に同席させていただきました。

5 月 1 日金曜日、市町村教育委員会連合会定期総会へ、向川原委員と行かせていただきました。文部科学省の次期学習指導要領に関わる栗本さんからお話を聞かせていただきました。

5 月 7 日木曜日、野口勝宣先生の死亡叙位・叙勲の授与を、奥様がいらっしゃってさせていただきました。

5 月 11 日には、市教育研究会の総会が古川中学校でございました。

5 月 14 日には、全国都市教育長定期総会・研究大会が高知県高知市で行われまして、その折には本年度より全国教育長会の会長に、河合町稲越出身の水川岐阜市教育長が全国の会長に選出されましてご挨拶をされたところです。

続きまして 5 月 18 日には、市の地域クラブ活動指導者スキルアップ講座がございまして 3 階の大会議室いっぱいの受講者でしたけれども、山田覚也さんを講師にコーチングの研修をさせていただきました。

5 月 19 日から、飛騨教育事務所の学校職員課の訪問が、宮川小学校をスタートに行われまして、6 月 5 日金曜日の古川中学校で終了いたしました。

続きまして 5 月 23 日土曜日、市のＰＴＡ連合評議委員会、そのあとの懇親会等やまびこ館で行われて出席させていただきました。

あと主だったものは、5 月 27 日水曜日、河合町の友雪館で、県地歌舞伎保存振興協議会の総会及び、飛騨美濃歌舞伎大会 2026 の実行委員会総会が行われまして、本年度は飛騨市河合町で、10 月末に歌舞伎の大会が実施されます。

続きまして 5 月 28 日ですけれども、新谷育英会の理事会に平澤委員に出席いただきました。

5 月 29 日には、揖斐川町教育委員会より視察がございました。内容は飛騨市学園構想のことを中心として、揖斐川町教育長中心に視察にいらっしゃいました。

あと、運動会の方も、河合小の運動会等に出させていただきました。

6 月 4 日には、第 1 回の歴史資料等調査委員会が開催されました。これについて少しだけご説明いたしますと、飛騨市に残る歴史的な公文書関連資料について、専門家の方からご指導、ご助言をいただく会でございまして、元岐阜大学の早川万年先生をはじめ、各分野の専門の方に来ていただきまして、今後ですけれども、文化庁より補助を受けて始まる事業でございまして、単なる公文書等の整理作業だけではなくて、この飛騨市の歩みを記録した資料の価値を明らかにして、確実に引き継ぐということ。さらには、将来的な保存や、公開のあり方についても検討していただくというもので、調査事業の第一歩がこの委員会でスタートしたところでございます。あと同日ですけれども、市の公共交通会議が開かれました。地域クラブに関わっての移動についても少し話題になりまして、今後また検討していくところでございます。

あと 6 月 7 日、飛騨市文化交流センターの開館 20 周年記念式典がございまして、高円宮久子様がいらっしゃっての盛大な厳かな式典でございました。

あと 6 月 8 日に市の育英資金貸付生選考委員会が行われまして、牛丸委員にもお世話になったところでございます。

以上で報告を終わります。これより、教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

◎教育長（下出　尚弘）

よろしいでしょうか。

では質疑が無いようですので質疑を終結し、教育長報告を終了いたします。

◆日程第５　承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）

◎教育長（下出　尚弘）

では続きまして、日程第 5、承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。）　※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出　尚弘）

中島学校教育課長。　※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎学校教育課長（中島　英人）

それでは、承認第 17 号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。

飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、令和 8 年 5 月 1 日別紙の通り専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書がございます。専決第 17 号としまして、飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則により、別紙の通り専決処分をさせていただきました。次のページをご覧ください。新たに認定しました 3 人の児童生徒の名前がそちらでございます。以上です。

◎教育長（下出　尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出　尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第17号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第17号は原案の通り承認されました。

◆日程第６議案第13号　飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱について

◎教育長（下出　尚弘）

日程第6議案第13号、飛騨市事務点検評価委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍　哲也）

それでは議案第 13 号、飛騨市教育委員会事務点検評価委員会委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第 2 条の規定により、別紙の者を飛騨市教育委員会事務点検評価委員会委員に委嘱するものでございます。

次ページをお願いいたします。飛騨市教育委員会事務点検評価委員会委員に委嘱する方でございますが、飛騨市社会教育委員の代表、そして学校運営協議会委員の代表、保護者の代表として、ＰＴＡ連合会の代表、そして教育関係団体の代表としまして、飛騨市文化協会、飛騨市スポーツ協会の代表を選任しておりまして、本表の通り 7 名の方に委嘱す

るものでございます。任期は本案議決日より、令和９年３月 31 日まででございます。なお令和 8 年度の事務点検評価委員会につきましては、8 月 6 日に開催の予定でございます。説明は以上です。

◎教育長（下出　尚弘）
　説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出　尚弘）
　質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。
　議案第13号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第13号は原案の通り決定されました。

◆日程第７　議案第14号　飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎教育長（下出　尚弘）
　日程第7、議案第14号、飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（中垣　浩太郎）
　それでは議案第 14 号、飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
　本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、飛騨市長から意見聴取がありましたので、教育委員会として意見を求めるものでございます。議案要旨に従いご説明いたしますので、資料の６ページをご覧ください。本条例は飛騨市スポーツ施設条例と、これに関連する飛騨市使用料徴収条例の一部を改正するものでございます。提案理由は、旭ケ丘プールの廃止及び学校開放施設としての神岡小学校プールの使用料を追加するための市独自の改正となります。条例の要旨、改正の趣旨ですが、まず１つ目として、飛騨市スポーツ施設条例において、市営水泳プールである旭ケ丘プールを、施設の老朽化及び神岡小学校プールの改修完了に伴い廃止するものでございます。
　資料３ページをご覧ください。新旧対照表になります。旭ケ丘プールにつきまして、別

表から削除いたします。要旨の 6 ページにお戻りください。2 つ目として、飛騨市使用料徴収条例において、神岡小学校プールの使用料をこれまでの市営水泳プールと同様に設定し、旭ケ丘プールの使用料を削除するものでございます。資料 4 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第 1 飛騨市学校開放施設の使用料に神岡小学校プールの使用料を追加いたします。

次ページをご覧ください。別表第 2、公の施設の使用料、スポーツ施設、市営水泳プールから旭ケ丘プールを削除いたします。

要旨の方へお戻りください。市民への影響についてでございますが、神岡小学校プールは、学校教育での利用が優先されるため、これまでの旭ケ丘プールに比べ、利用期間が一部制限されることとなります。しかしながら、学校利用以外での利用などにより、実質的な市民利用への大きな影響はないものと考えております。本条例の施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出　尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出　尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。

議案第14号は、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案の通り承認されました。

◆日程第８　議案第15号飛騨市一般会計補正予算について

◎教育長（下出　尚弘）

日程第8、議案第15号飛騨市一般会計補正予算についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育委員会事務局長（柚原　徹守）

それでは議案第 15 号令和 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）について、令和 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）の飛騨市教育委員会所管分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

添付の予算書の歳入 8 ページをご覧ください。こちらの 7 目教育費国庫補助金は、国の内示による補正でございます。3 節の細節 003 と 004 はスポーツ系、文化系、それぞれの地域クラブの補助金です。5 節の細節 001 地域未来交付金は、スポーツコミュニティ施設の予約システムへの内示があったものでございます。

9 ページをお願いします。7 目教育費県補助金。細節 001 学校給食県産農産物導入促進支援事業補助金は、主要事業概要書というものをこちらの予算書の 21 ページの後の資料になりますが、こちらの県内特産品を活用した学校給食食育交流ということで、資料を添付しております。こちらに記載の海津市との学校給食の地域間交流事業や、市内産の食材の活用をさらに強化するための県補助金をいただくものです。次の細節 002 給食費負担軽減交付金は、国のいわゆる給食費無償化に係る小学校給食費の負担軽減の、古川国府給食センター分の交付金です。こちらが飛騨市の歳入に入りますので計上するものです。

11 ページをお願いします。3 目雑入の細節 015 スポーツ振興くじ助成金も内示による補正でございます。2,000 万円減額しますが、この減額分は次の 12 ページの細節 001 過疎対策事業債の方に振替をいたします。

続いて歳入の 20 ページをお願いいたします。こちらの 4 目文化保護費細節 430 文化財保存修理事業補助金は、古川祭屋台等の修繕に係る補助金で、県の内示が減額となったことから、市の補助金を増額して予定の修理を実施するものです。次 5 目の図書館費、細節 005 調査委託料は、神岡図書館の雨漏り調査で被害が拡大しておりましてそちらの調査を行うものです。3 目体育施設費、細節 006 修繕料は、河合スキー場の圧雪車の修繕です。圧雪車については、毎年シーズン後の 5 月に点検を行って、修繕が必要な場合は、補正予算を計上させていただいております。説明は以上です。

◎教育長（下出　尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出　尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。議案第15号は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出　尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案の通り可決しました。

◎教育長（下出　尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かござい

ませんか。

◎教育委員（向川原　眞郷）

地域クラブに関わることです。本年度から飛騨市の場合全面移行ということで、学校から部活動は基本的にはなくなったということで子どもたちは活動してるのですが、このように至った流れとしては、どちらかというと山間僻地といったところの子どもたちが減ってくる中で、1つの部活動がなかなか1つの学校でチーム編成できなくなってきたというところで、いわゆる中体連といった組織が、どこの地域にいてもできるような、そういうシステムづくりをしようということで合同チーム制度というものをどんどん導入して、そして、山之村にいても野球やりたかったら神岡と一緒にやってもいいよとか、そういう形で子どもが日本のどこにいても、部活動は教育課程外の教育活動という位置付けですが、公教育の中で活動できるという場面を保障しましょうよということを元に統合したりいろいろな制度を改築したりしてきたわけですね。そうしたときに、いわゆる教員の働き方改革という問題が一緒に加わってきて、それとセットになってその問題を解決していこうという話になってきたわけなんだけど、でもやはり根幹には、学校でやってきた活動を地域に放り出し、それで終わりということではなくて、最初に言ったように、子どもがどこの地域にいても、こういうことをやろうと思う子どもたちのそういう願いをかなえる場面として、地域にも力を借りて、そういう場面保障をしていきましょうよという流れの中で地域クラブがあったっていうことなんですね。だから、そういうその性格上、公教育ではもうなくなるけれども、公教育としての性格というか、そういうものを持ち続けた地域クラブという形で、行政が関わって指導していくという形になってきたわけです。

そこには、保護者のそれまでのエリアより広くなってくるので、子どもの移送云々ということについてどうするということが当然問題になってきて、昨年までもいろいろとバスの手配の予算もとっていただき、そのバスを活用することによって、峠を1つ越えて、30 分ぐらいバスに揺られてでもやりたい活動ができるようになったというわけですよね。それが完全移行するんだけれども、精神としてやはりその子どもたちがやりたいという活動を保障していくということがやはり根っこにあるということが、この地域クラブ化ということの妥協していけないところだと思うのですね。でも、今まで以上の若干の保護者の負担という部分は、これはやむを得ないので理解してくださいねという、おそらくそういうお願いをしながら進めてきたということだと思います。そうしたときに、現状特に子どもの移送に関して、なかなか活動する時間帯が変わっているので、一度にスクールバスで送るというような、そういう都合よくはいかなくなって、なかなか直接車を出すということはできなくなって、保護者の負担というものがそこの部分でかなりアンバランスに遠いところの親さんにはそういう負担が来る。もしくは、そういうところの子どもは諦めるといいう話になってくると思われる。ですので、やはりそこにどういうふうにこれか

ら手当をしていくのかというあたりを是非考えていただかないと、結局この義務教育がそのようなように、離島にいても平地にいてもどこにいても、この教科書でこれだけのことは勉強するという、これが公教育のすばらしい精神だと思うのですね。だからその通りにはできないにしても、それに近い形の手配を今後是非お願いをしたいと思っています。大変難しいことということは重々承知しております。予算を取ってバスを出せばそれでいけるようになるだろうけど、予算どうするのだよという話になるわけで。そこは本当に大変なことだと思うのですが、何かそういう発想の中で、該当する子どもたち、或いは家庭に対する支援といいますか、そういうものを是非今後も検討をしていただきたいというお願いでございます。

◎学校教育課長（中島　英人）

貴重なご意見ありがとうございました。特に神岡地区、山之村地区からの子どもたちの移送に関しては、前からいかに活動の時間に合わせて一緒に活動していくかということであの手この手を使いながら取り組んでまいりました。クラブ化になったということで、部活と違う活動時間帯が出てきて、夜間練習とかいろんな面で、子どもたちもそうですけれども、保護者の皆さんへの負担というのが、どうしても目に見えないところで現れてくるところは出てきますし、特に山之村の子たちは、やはり平日はなかなか活動する機会が持てず、土日しかできないというような面もあります。それぞれの地域の中で、自分たちで地域と一緒に活動している子たちもおりますけども、その辺りも含めまして、これから委員がおっしゃったように今どこにいてもやれる、やりたいことがどんどんできるというその間口をどんどん広げていけるような方向性を、推進室の方でも今後考えていきたいと思っております。

◎教育委員会事務局長（柚原　徹守）

私どももいろいろと支援制度を作っておりますが、それを実態として本当にきちんと活用されているのか、或いはもっと工夫はないかということを、保護者からも伺い、また、運行事業者からも伺い、実態を踏まえた上で常に見直しをしていきたいと思っております

◎教育長（下出　尚弘）

今のことは、今後実態把握の調査やアンケート取るというとらえでよろしいでしょうか

◎教育委員会事務局長（柚原　徹守）

その形は今後検討しますが、アンケートのようなもので伺いをしていきたいと思っております。

◎教育委員（向川原　眞郷）

もう１点は、これもいわゆる課外活動に関わる部分でもあるんですけれど、修学旅行の関係でいろんな事故が起きて、責任が云々とかっていうようなことがあったり、学校側のそういった活動についての業者との関わりの中でどういう認識だったというあたりが問題にされたりとか、それから福島で起きた部活動のバスの事故ですね。いわゆる白バス行為といいますか、そういったことが出てきているのですが、修学旅行みたいな場面で白バスみたいなことをやることはほぼないと思われるのでそこはいいかと思うのですけれども、今、部活動というものがそうやって外へ出ながらも、現実的に部活動形式というか、そういう活動の中で動いている子どもたちがやはり、どこかよそ行くという時に、いわゆる緑ナンバーの営業者でない車で、白バススタイルでやるようなことが今もあるのでしょうか。今もというのは私のときには、それが当たり前くらい運転手さんを頼んで、車そのものの白ナンバーを頼むことは、あたり前のようにして行われてたのですが、現状としてはどうなのかということがもしわかれば教えていただければありがたいです。

◎学校教育課長（中島　英人）

まず学校の修学旅行や社会見学等そういう場合はスクールバスや貸し切りバスで行ってますので、運転手をつけてより安心安全で行っておりますが、ご存じの通り、昨年の部活動及びクラブ活動の中ではやはりいまだにレンタル及び運転手ということが昨年のクラブの中でも、5 大会はそのような形でとられていました。その他 14 件に関しては貸切バスを借りて行ってますが、その他多くが実は個人の親の送迎という形になっております。一応昨年度は、行った場合はいわゆる同乗者保険に入っているなど、その辺りも含めて検討はされていたのですが、いまだに 5 件昨年度に関してはレンタルという形がとられておりました。それを受けて、今回の事故も受けて部活動の遠征等における安全確保についてという通知がスポーツ庁の方から来まして、これはどちらかというと高校の部活動向けのような文章なのですけれども、もちろん中学校もまだ部活があるところもありますし、うちの地域クラブという点でもこれは無視できないところですので、今後ここに書かれている内容等も含めて、各クラブへの周知、ここに詳しくその個人の保護者送迎の面は書いていないのですが、その辺りも含めていろいろ検討し、周知徹底をしていきたいと考えております。

◎教育委員（向川原　眞郷）

現状、令和8年においては、時間帯とか、使う場所が学校ということはあっても、学校の教員がそこに指導しているということはないということですか。

◎学校教育課長（中島　英人）

部活動としてはありません。

◎教育委員（向川原　眞郷）

部活動というものは一応完全移行させたからないわけですよね。しかし、子どもたちのそういう活動に指導者として関わる教員はいますよね。その人たちは、いわゆる勤務時間内にそれをやることはないというとらえでなければだめなわけなので、勤務時間外でやることは、それは教員として学校の責任の中で関わっていることではないということなので、それで完全移行だということですね。わかりました。

◎教育委員会事務局長（柚原　徹守）

学校教育課長が申し上げましたように今年の 5 月にこれらの事故を受けて文科省から先ほどの通知が出ておりまして、そこには緑ナンバーであることを確認するであるとか、保険に入っていることを確認するなどの基本的な確認をしっかり行うようにという通知になってます。先ほど言った数字は、地域クラブの活動で、昨年度どういうバスの利用になっているかというと、通常の借り上げバスを使うのが 14 件で、レンタカーを借りていたのが 5 件、その他の 28 件は自家用車をそれぞれ使っていたということが地域クラブの実績の中ではあがってきております。5 件のレンタカーがあるので、運転手は保護者なり、場合によってはその指導者ということもあったかと思いますが、これらについてこういったものが、緑ナンバーのものは使わないというようなことは改めて地域クラブのガイドラインの見直しをかけて、そういったものを徹底していくということを今検討しておりまして、近々に何かしらの形で、それぞれの団体には示していきたいと思っております。加えてこの通知には学校の校外活動も同様の扱いということで、学校は基本的にはきちんと必要に応じてバス会社からバスを借りるような形にはなっておりますが、それらも一応通知の中には盛り込んでおられるというところです。

◎教育委員（谷口　陽信）

ちょっと大きい話になってしまうのでここだけの話ではないかもしれないのですが、昨年河合小学校では入学式が始めてなかったということがあって、今、宮川小学校もあったりなかったりとか、山之村の方はもう休校ということがそんなに遠い未来じゃないところで、人口減で学校運営の方が行き詰まってくるという状況になったときに、その時にどういう対策というか、子どもが増えることはないので、遠隔でリモートでやったりとかそれかもう河合が休校になって、古川と一緒に合併し学校運営していくのか。中学校はもうそうなっているので、今後小学校の方もとか。というのは地元の人がやっぱりなくなってしまうのではないかという声とかが、最近よく聞こえてくるようになってきて、小学校までなくなることはないだろうとは言ってるのですが、将来のことなのでわからないという思いが結構出てきていまして、実際どういったシミュレーションというか、何かそういうものが教育委員会として、飛騨市としてもそういう話題、考えがあれば大まかでいいので聞いてみたいというところです。

◎教育長（下出　尚弘）

これについては私の方からお願いします。3 月議会でも市長から答弁がありましたけども、現在のところは、小学校の統合については考えていないということです。その理由としては、やはり学校は地域のコミュニティの中核であるので、そういう意味でもごく少人数になっても、今のところは各地域の小学校を存続させるということでございます。その上で、山之村小学校については、今小学校 5 年生 2 名が一番下ですので、来年度 6 年生になって、そこで山之村小学校については休校となります。そのあと山之村中学校についても、順次生徒は順番に減っていくわけですけれども、それについても保護者、生徒本人の意向を尊重して今後進めていくと。教育委員会として行うことは、山之村中学校について言うと、この後生徒の減少に伴って教員定数の関係で、国語、数学、社会、理科、英語、５教科について、すべて教員を配置することはできないという状況になりますので、その現状を保護者、生徒、地域の人にも今後説明して、その上でどうしていきたいかという意向を聞き取って進めていくという考えでございます。

◎教育長（下出　尚弘）

事務局の方で何か補足ありましたら、よろしいでしょうか。いいですか。どれも大切なご意見、ご質問でございましたけど、あとよろしいでしょうか。

では他にないようですので、これをもちまして、令和8年第5回飛騨市教育委員会定例会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

閉　会　　午後２時１５分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長